

平成24年1月23日

一般ガス事業者の供給約款変更に係る認可について

(富岡市ガス水道局)

関東経済産業局は、富岡市ガス水道局から申請があった一般ガス供給約款の変更について、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき、本日（1月23日）認可を行った。

当局は、公聴会等所要の手続きを経るとともに、申請の内容について立入検査の実施等により厳正な審査を行った結果、認可に至ったものである。

なお、認可された供給約款は、平成24年2月14日に実施する。

1. 改定率等

【小口部門】

(現行:40.3MJ 認可:43.14MJ)

現行料金平均単価	認可料金平均単価	改定率
105.23 円/m ³	104.09 円/m ³	▲1.08%

【うち供給約款】

(現行:40.3MJ 認可:43.14MJ)

現行料金平均単価	認可料金平均単価	改定率
107.35 円/m ³	106.39 円/m ³	▲0.89%

【モデル世帯における1ヶ月あたり料金(税込)の増減額】

現行料金	認可料金	増減額
4,673 円/月	4,312 円/月	▲361 円

- (注) 1. 小口部門とは、「年間使用量 10 万 m³ 以上 (46MJ/m³ 換算) で、更にガス事業者と大口契約を締結した需要家」を除いた部分。
2. 現行料金平均単価は、変更前の料金収入を原価算定期間中の販売量で除したものの。
3. モデル世帯のガス使用量は、1 世帯あたりの標準的使用量 38.4m³ (43.14MJ/m³) を使用した。
4. モデル世帯の1ヶ月あたりの認可料金は、認可時点のものであり平成24年2月検針分以降の料金は原料費調整制度により変動がある。

2. 原料費調整制度の基準平均原料価格

17, 480 円/トン [平成23年6月~平成23年8月の円建て貿易統計価格]

3. 実施予定期日

平成24年2月14日

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

担当者：関根、野村、岩田

電話：048-600-0393 (直通)

【参考】

1. 富岡市ガス水道局の概要

- (1) 設 立 年 月 昭和 38 年 6 月 1 日
- (2) 代 表 者 富岡市企業管理者職務代理者
ガス水道局長 柴山 貴司 (しばやま たかし)
- (3) 所 在 地 群馬県富岡市富岡 1 4 7 7 番地 1
- (4) 電 話 番 号 0274-64-1151
- (5) 資 本 金 1,245 百万円 (平成 23 年 3 月末)
- (6) 従 業 員 数 11 人 (平成 23 年 3 月末)
- (7) 供 給 区 域 富岡市
- (8) 需 要 家 数 7,911 個 (取付メーター数、平成 23 年 3 月末)
- (9) ガス販売量 7,090 千m³/40.3MJ (平成 22 年度)
- (10) ガス売上高 682 百万円 (平成 22 年度)

2. 新料金表

(43.14MJ)

料金表	適用区分	基本料金 (税込)	従量料金単価 (税込)
A	0m ³ 超 ~ 25m ³ まで	420.00 円	102.88 円/m ³
B	25m ³ 超 ~ 251m ³ まで	451.50 円	101.60 円/m ³
C	251m ³ 超 ~	987.00 円	99.47 円/m ³

(注) 従量料金単価は認可時点のものであり、平成 24 年 2 月検針分以降の従量料金単価は原料費調整制度により変動がある。